

高齢者虐待防止のための指針

寄居訪問看護ステーションかけはし

1. 基本的な考え方

本事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止・予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度・無視・嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を利用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

(6) 利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考え対応する

3. 虐待防止に係る検討委員の設置

(1) 本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする

(2) 委員会の委員長は管理者が務める

(3) 委員会の委員は、管理者・看護師・理学療法士・事務とする

(4) 委員会は年2回以上、委員長の招集により開催する（定期5月・11月）

(5) 委員会の審議事項は次の通りとする

① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ③ 従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関する事
- ⑤ 虐待が発生した場合に、その対応に関する事
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関する事

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 従業員にたいする権利擁護及び高齢者虐待のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止徹底する内容とする
- (2) 研修は年1回以上実施すること、また新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする
- (3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席名簿等を記録し保存することとする

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生・疑われる場合、従業者は高齢者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、直ちに管理者・担当者に報告するとともにその要因の除去に速やかに努める。
- (2) 虐待が確認された場合、被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行う。必要に応じて追加の医療介護サービス等を提供する
- (3) 虐待が家族・養護者によって行われた場合、家族・養護者も支援を必要としている可能性があることを認識し適切な支援を検討する。介護疲れ・経済的問題・医療的課題など虐待の背景にある複数の要因を考慮する
- (4) 虐待者が職員であった場合厳正に対処する。必要に応じて懲戒処分や法的措置も含まれる

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者・利用者家族、職員等から虐待の報告を受けた場合、本指針に従って対応する。
- (2) 虐待に関する相談や報告を行うための窓口を設置し、職員や利用者が安心して相談・報告できるようにする
- (3) 報告された情報は慎重に取り扱い、個人情報保護に配慮し適切に管理する
- (4) 報告者に対して適切なフォローアップとサポートを提供し、報告による不利益が生じないように配慮する

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

判断能力の不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者や家族に

情報提供を行うとともに社会福祉協議・町の関係窓口を案内する等の支援を行う

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待に関する苦情を受け付ける専用窓口を設置する。利用者が自由に利用でき安心して相談できるような環境で運営される
- (2) 受け付けた苦情に対して迅速に対応し事実関係の調査を行う。必要に応じて適切な対応や措置を講じる
- (3) 苦情に基づいて適切な解決策を検討し必要に応じて実施する。
- (4) 苦情の処理過程と結果を記録し、虐待防止のための改善を図る

9. 利用者等に対する指針の閲覧

本指針を事業所内に掲示・ホームページに掲載し、常に職員・利用者・家族が閲覧できるようにする

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

当事業所における高齢者虐待防止の取組みは、その重要性和緊急性を鑑みて管理者が専任担当者として責任を持つこととする。管理者は虐待防止のための全ての活動の監督・調整、及び実施を担当し職員への研修・報告体制の整備・対応策の策定など、虐待防止に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する